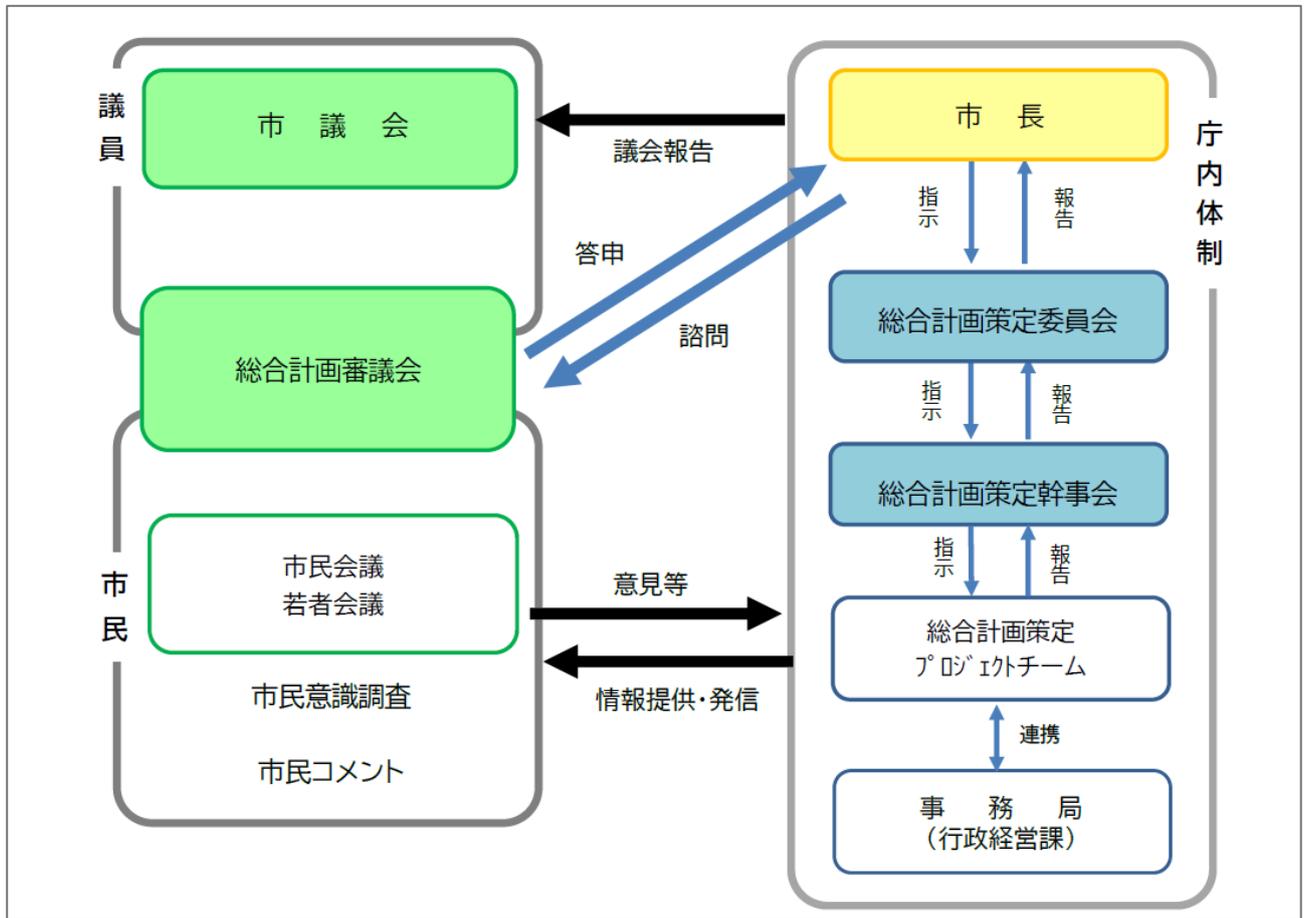


## 第4編 参考資料

## 計画の策定経過

令和6（2024）年度		
4月	第1回総合計画策定幹事会	設置・策定方針（案）
5月	第1回総合計画策定委員会	設置・策定方針（案）
7月	第2回総合計画策定幹事会	市民会議・若者会議の内容
	第2回総合計画策定委員会	市民会議・若者会議の内容
8月	第1回総合計画審議会	設置・諮問・策定方針（案）
9月	こどもアンケート	上尾市の住みやすさ、定住意向 など
10月	第1回市民ワークショップ	①子育て・教育 ②にぎわい
	第2回市民ワークショップ	①福祉 ②健康・生涯学習
	第3回市民ワークショップ	①人権・コミュニティ ②環境
11月	第4回市民ワークショップ	①安全・安心 ②広報・行財政
	若者会議	①あげおについて思うこと ②あげおの理想の状態
12月	第3回総合計画策定幹事会	「現況と課題」及び「取組の方向」
1月	第3回総合計画策定委員会	「現況と課題」及び「取組の方向」
2月	第2回総合計画審議会	「現況と課題」及び「取組の方向」
令和7（2025）年度		
5月	第4回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
	第4回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
6月	第5回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
7月	第5回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
	第3回総合計画審議会	後期基本計画（案）検討
8月	第6回総合計画策定幹事会	後期基本計画（案）検討
	第6回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）検討
	第4回総合計画審議会	後期基本計画（案）検討
10月	第7回総合計画策定幹事会	最終案の審議
	第7回総合計画策定委員会	最終案の審議
	第5回総合計画審議会	最終案の審議
11月	総合計画審議会	答申

# 計画の策定体制



# 上尾市総合計画審議会

## ○上尾市総合計画審議会条例

昭和 44 年 3 月 31 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5 人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10 人以内

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 20 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 13 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## ■審議会委員名簿

(敬称略)

区分	選出区分	氏名	備考
1号委員	市議会議員	荒川 昌佑	
	市議会議員	小池 佑弥	
	市議会議員	斎藤 哲雄	
	市議会議員	平田 通子	
	市議会議員	前島 るり	副会長
2号委員	埼玉県中央児童相談所 所長	猪野塚 将	～令和7年3月31日
	埼玉県中央児童相談所 所長	岡田 真彦	令和7年4月1日～
	上尾市医師会 会長	今村 恵一郎	
	芝浦工業大学 副学長	磐田 朋子	
	上尾市防災士協議会	大澤 サユリ	
	上尾市民生委員・児童委員協議会 連合会 会長	小杉 道郎	
	上尾市コミュニティ推進会議	酒井 憲司	
	上尾市PTA連合会 会長	酒井 剛志	～令和7年3月31日
	上尾市PTA連合会 副会長	高橋 吉博	令和7年4月1日～
	特定非営利活動法人 埼玉IT コーディネータ 理事長	土橋 康夫	
	上尾商工会議所 専務理事	三井田 晴宏	
	聖学院大学 副学長	八木 規子	会長

(任期：令和6年8月7日～令和8年8月6日)

上行第107号  
令和6年8月7日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 畠山 稔

第6次上尾市総合計画について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次上尾市総合計画 基本構想の改定
- 2 第6次上尾市総合計画 後期基本計画(案)（令和8年度～令和12年度）

令和7年11月17日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市総合計画審議会  
会長 八木 規子

第6次上尾市総合計画について（答申）

令和6年8月7日付け上行第107号により、本審議会に諮問された第6次上尾市総合計画基本構想の改定及び、第6次上尾市総合計画後期基本計画（案）（令和8年度～令和12年度）について、慎重に審議した結果、適切であると判断いたします。

引き続き、上尾市の将来像「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指して、計画の着実な推進をお願いいたします。

# 上尾市総合計画策定委員会

## ○第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程

令和6年4月22日

訓令第2号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要と認められること。

(構成)

第3条 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、委員会の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、上尾市総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者(前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。)をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

教育長 市長政策室長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長
---

別表第2 (第8条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長
---

## 第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム

○第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

令和6年4月30日

訓令第3号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー1人及びメンバー10人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(関係機関等との協議)

第5条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第6条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(設置期間)

第7条 チームの設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(幹事会への報告)

第8条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を上尾市総合計画策定委員会設置規程（令和6年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第2号）第8条第1項の上尾市総合計画策定幹事会（以下この条において「幹事会」という。）に報告しなければならない。

2 チームは、幹事会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を幹事会に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告の結果に基づき、幹事会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

■上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム メンバー名簿

部名	課名	職名	氏名	備考
行政経営部	市民税課	主任	渡邊 頌子	
行政経営部	資産税課	主任	古藤 舞	
総務部	職員課	主任	中條 槇子	
総務部	危機管理防災課	主任	佐藤 勇氣	
健康福祉部	生活支援課	主任	工藤 雄樹	
健康福祉部	障害福祉課	副主幹	三成 尚志	リーダー
健康福祉部	高齢介護課	主査	奥田 時光	
健康福祉部	農政課	主任	田中 恵	
都市整備部	開発指導課	主査	薄木 義貴	
上下水道部	水道施設課	主任	武井 紫	
消防本部	予防課	主任	岡崎 良介	
教育総務部	スポーツ振興課	主査	中島 幸美	サブリーダー

## 主な関連計画一覧（令和8年度現在）

まちづくりの基本方向 (大項目)	関連計画
1 明日を担う人が育つ まちづくり	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略 上尾市こども計画
	第4期上尾市教育振興基本計画
	第4次上尾市子どもの読書活動推進計画
	上尾市いじめの防止等のための基本的な方針
	上尾市特別支援教育基本方針
	上尾市公共施設等総合管理計画
	第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画
2 人生が楽しめる まちづくり	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
	第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画
	上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画
	いのち支える上尾市自殺予防計画
	第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	第3期上尾市スポーツ推進計画
	上尾市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画
	第4期上尾市教育振興基本計画
	第4次上尾市子どもの読書活動推進計画
	第6次上尾市生涯学習振興基本計画
第4次上尾市図書館サービス計画	
3 支え合う安心な まちづくり	第3次上尾市地域福祉計画
	第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画
	第3期上尾市障害者計画
	上尾市こども計画
4 誰もが自分らしく 暮らせるまちづくり	上尾市いじめの防止等のための基本的な方針
	上尾市人権施策推進指針第2次改訂版
	上尾市人権教育推進プラン（基本計画）第2次改訂版
	第4次上尾市男女共同参画計画
	第2次上尾市多文化共生推進計画

まちづくりの基本方向 (大項目)	関連計画
5 安全な暮らしを守る まちづくり	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
	上尾市地域防災計画
	上尾市国民保護計画
	上尾市国土強靱化地域計画
	上尾市建築物耐震改修促進計画
	上尾市都市計画マスタープラン
	上尾市地域公共交通計画
6 未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	上尾市都市計画マスタープラン
	第2次上尾市緑の基本計画
	第3次上尾市環境基本計画
	第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
	上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	上尾市公共施設等総合管理計画
	上尾市水道事業ビジョン
	上尾市水道事業経営戦略
	上尾市公共下水道事業経営戦略
	上尾市雨水管理総合計画
	上尾市生活排水処理基本計画
上尾市公共下水道維持管理方針	
7 活力にあふれた にぎわいあるまちづくり	上尾市都市計画マスタープラン
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	第2次上尾市産業振興ビジョン
	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
8 持続可能な都市経営	第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略
	上尾市こども計画
	上尾市広報戦略
	上尾市公共施設等総合管理計画
	上尾市行政改革プラン
	上尾市 ICT 化推進計画
	第4次上尾市人材育成基本方針
	上尾市財政規律ガイドライン
第4次上尾市市民活動推進計画	

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略	施策1-1 結婚・出産・子育て支援 施策1-2 教育 施策2-1 健康 施策5-1 防災 施策7-2 労働環境 施策8-1 情報発信・公開	令和8年度	令和12年度	上尾市地域創生長期ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示す長期的なビジョンであり、上尾市地域創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、上尾市地域創生長期ビジョンを踏まえ、特に人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期間に集中的に推進することが特に必要かつ有効と考えられる施策をまとめた計画です。
上尾市子ども計画	施策1-1 結婚・出産・子育て支援 施策1-3 青少年 施策3-3 障害者福祉 施策8-1 情報発信・公開	令和7年度	令和11年度	本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画を基本とし、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画を一体的に整理した総合計画です。
第4期上尾市教育振興基本計画	施策1-2 教育 施策2-1 健康 施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。国や埼玉県教育振興基本計画を参照し、今後5年間における教育の更なる充実を目指して、基本理念、基本方針、目標並びに施策及び取組を体系的に示した本市における教育に関する最上位の計画です。
第4次上尾市子どもの読書活動推進計画	施策1-2 教育 施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、策定する計画です。
上尾市いじめの防止等のための基本的な方針	施策1-2 教育 施策4-1 人権・男女共同参画	平成25年度	—	国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題の克服に向け、国・県・市・学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。
上尾市特別支援教育基本方針	施策1-2 教育	平成24年度	—	障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ機会を保障し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進を具現化するために策定したものです。
上尾市公共施設等総合管理計画	施策1-2 教育 施策6-4 上下水道 施策8-2 行政運営	平成28年度	令和37年度	市の保有する公共建築物（ハコモノ）及び都市基盤施設（インフラ）に関するマネジメントの基本方針で、国のインフラ長寿命化基本計画における行動計画に位置付けられるものです。
第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画	施策1-2 教育 施策3-1 生活福祉 施策3-3 障害者福祉	令和6年度	令和8年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画	施策2-1 健康	令和7年度	令和12年度	市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすための環境づくりを目指すとともに、がん予防対策、生活習慣病対策、精神保健、歯科口腔保健、食育などへの取組を強化し、各分野の目標値の他に、共通目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、推進していく計画です。
上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	施策2-1 健康	平成26年度	—	国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取組方法や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。
いのち支える上尾市自殺予防計画	施策2-1 健康	令和6年度	令和10年度	自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して策定した自殺対策についての計画です。
第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	施策2-1 健康 施策3-1 生活福祉 施策3-2 高齢者福祉	令和6年度	令和8年度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。
第3期上尾市スポーツ推進計画	施策2-1 健康	令和8年度	令和12年度	「スポーツをして・みて・ささえて みんなが輝くまち あげお」を基本理念とし、スポーツを「する」機会だけでなく、「みる」「ささえる」機会を提供することにより、市民の誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進するものです。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画	施策2-1 健康	令和6年度	令和11年度	健康・医療・介護情報を活用し効果的・効率的な保健事業を実施し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図り、「健康寿命の延伸」「医療費適正化」を目指すことを目的とした計画です。
第6次上尾市生涯学習振興基本計画	施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	市民全体のウェルビーイングの向上を目指し、生涯学習の効果的・体系的な施策・事業を推進するために基本的な方向性を示した計画です。
第4次上尾市図書館サービス計画	施策2-2 学び・創造	令和8年度	令和12年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
第3次上尾市地域福祉計画	施策3-1 生活福祉	令和4年度	令和8年度	社会福祉法第107条に基づき、市として地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくる計画であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向性を定める計画です。
第3期上尾市障害者計画	施策3-1 生活福祉 施策3-3 障害者福祉	令和6年度	令和11年度	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。
上尾市人権施策推進指針第2次改訂版	施策4-1 人権・男女共同参画	令和3年度	—	人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン（基本計画）第2次改訂版	施策4-1 人権・男女共同参画	令和6年度	—	全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するために策定したものです。
第4次上尾市男女共同参画計画	施策4-1 人権・男女共同参画	令和8年度	令和12年度	男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の推進に向けての基本施策を示したものです。
第2次上尾市多文化共生推進計画	施策4-2 多文化共生・平和	令和4年度	令和8年度	外国人市民を含むすべての市民が、地域の一員として安心して暮らし、相互理解と協働により活力ある地域社会を築くための関連施策を示した計画です。
上尾市地域防災計画	施策5-1 防災	平成27年度	—	災害対策基本法第42条の規定により、市内地域の災害について、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めるため、上尾市防災会議が平成27年3月に策定した計画です。
上尾市国民保護計画	施策5-1 防災	平成19年度	—	国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。
上尾市国土強靱化地域計画	施策5-1 防災	令和3年度	—	国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めた計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	施策5-1 防災	令和8年度	令和12年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。
上尾市都市計画マスタープラン	施策5-1 防災 施策5-3 交通 施策6-1 住環境 施策6-2 環境 施策6-3 道路・河川 施策6-4 上下水道 施策7-1 産業	令和3年度	令和12年度	都市計画法に基づき上尾市における都市計画の基本方針を定めたものです。土地利用や都市基盤整備等の方針を定めており、都市整備事業の基本となっています。
上尾市地域公共交通計画	施策5-3 交通	令和4年度	—	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、上尾市の持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第2次上尾市緑の基本計画	施策6-1 住環境 施策6-2 環境	令和3年度	令和12年度	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設・民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定された計画です。
第3次上尾市環境基本計画	施策6-1 住環境 施策6-2 環境	令和3年度	令和12年度	上尾市環境基本条例第8条第1項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した計画として位置付けられます。
第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	施策6-2 環境	令和4年度	令和12年度	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第2項に基づき、上尾市役所が一事業者として、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、地球温暖化対策を推進するための取組を示した計画です。
上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	施策6-2 環境	令和5年度	令和14年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃棄物（ごみ）処理の中長期的な計画を定めたものです。
上尾市水道事業ビジョン	施策6-4 上下水道	令和8年度	令和17年度	節水機器の普及や人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大や耐震化対策など、水道を取り巻く環境の変化や厳しい社会情勢に対応し、安心・安全な水を安定的に供給するための市の水道事業の事業運営方針を示す基本計画です。
上尾市水道事業経営戦略	施策6-4 上下水道	令和5年度	令和14年度	上尾市水道事業ビジョンにおける水道事業としての事業運営方針を踏まえた、上尾市水道事業の中長期の経営の基本計画です。
上尾市公共下水道事業経営戦略	施策6-4 上下水道	令和3年度	令和12年度	施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化対策、人口減少に伴う使用料収入の減少等による厳しい経営環境が予想される中、将来にわたり安定的に事業を継続していくための、上尾市公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画です。
上尾市雨水管理総合計画	施策6-4 上下水道	令和2年度	令和21年度	浸水被害の軽減を図ることを目的として、公共下水道による雨水整備の優先順位や手法等を明確化し、効果的かつ効率的に浸水対策を進めていくための計画です。
上尾市生活排水処理基本計画	施策6-4 上下水道	令和8年度	令和23年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として公共下水道や合併浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市公共下水道維持管理方針	施策6-4 上下水道	令和8年度	—	公共下水道事業の持続可能な運営に繋げ、安心・安全なサービス提供を行うことを目的として、老朽化対策や地震対策、浸水対策等を計画的に進めていくために、公共下水道の維持管理における方向性を示した計画です。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	施策7-1 産業	令和5年度	—	農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が独自に定めるもので、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めています。
第2次上尾市産業振興ビジョン	施策7-1 産業 施策7-2 労働環境	令和8年度	令和17年度	人口減少や少子高齢化に伴い、労働力人口や税収の減少が予想される中、事業者や行政、産業関連団体、産業支援機関、市民など、産業振興に係る各主体が一体となって、本市が持つ既存の資源を十分に活用し、地域産業の活性化を図るとともに、地域内外との連携による新たなにぎわいの創出や地域経済の拡大を図ることを目指し、産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示したものです。
上尾市広報戦略	施策8-1 情報発信・公開	令和8年度	令和12年度	市政情報をはじめ、地域の特性や魅力を広く効果的に発信することを目指した、情報発信及びシティブロモーションに関する戦略です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市行政改革プラン	施策8-2 行政運営	令和8年度	令和12年度	生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めない一方で、高齢化による扶助費の増加が見込まれる中、市民が今後も安心して住み続けたいと思える行政運営とするため、「コスト削減」のみならず、「行政サービスの向上」や新たな技術を活用した「スマート自治体」に重点を置き、「持続可能な行政運営」を目指す取組を定めたものです。
上尾市ICT化推進計画	施策8-2 行政運営	令和4年度	令和8年度	急速な社会情勢の変化に対応し、ICT分野における最新の動向を的確に捉えた取組を計画的に推進し、市民サービスの向上や行政事務のデジタル化を進めていくため、市における今後のICT化の方向性を示したものです。
第4次上尾市人材育成基本方針	施策8-2 行政運営	令和8年度	令和12年度	職員のあるべき姿を設定し、「人材育成」「人事管理」「職場環境の整備」の観点から職員自身の意識改革や意欲の向上を図り、計画的な人材育成や主体的な能力開発を進めるための方針です。
上尾市財政規律ガイドライン	施策8-3 財政運営	令和3年度	—	第6次上尾市総合計画と連動し、本計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有する方針です。
第4次上尾市市民活動推進計画	施策8-4 協働・コミュニティ	令和6年度	令和10年度	市民活動を推進し、市民、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置付けた計画です。

## 用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ行		
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	31、48、50、95、99、102
アウトリーチ	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者の居る場所に出向いて、積極的な働きかけを行うこと。	48
アグリサポーター	農業に関心を持ち、市内農業について真剣に考え、応援してくれる人（ボランティア）を発掘・育成し、農家とともに生産に関わっていただく制度。	94
上尾市企業立地推進連絡会議	企業からの立地に関する要望及び提案に係る協議に関することなど、企業立地の推進について迅速かつ適正な対応を図ることを目的に設置した市の関係部署で構成する連絡会議。	96
上尾市街づくり推進条例	身近な地区の土地利用に関するルール作りや快適な住環境の整備等を、協働により実現するための仕組みを規定する条例。上尾市都市計画マスタープランの方針に沿った街づくりを、市民、事業者及び市の協働により実現することを目的としている。	84
あげお版ネウボラ	ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場」という意味で、フィンランドで普及している子育て支援体制のこと。本市では、妊活・妊娠から子育て期にわたり切れ目のないサポートを行うため、助産師などの資格を持つ専門のコーディネーターを設置し、妊娠の届出・母子健康手帳交付の時から妊娠・出産・子育てに関する悩みごとの相談や各種手続きの案内など、関係機関と連携しながらサポートしている。	41、44
あげおワールドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的として、市内にいるさまざまな国と地域の人々が集まる国際交流イベント。	70
アッピー元気体操リーダー	65歳以上の市民を対象にした介護予防（転倒予防と体力づくり）事業である「アッピー元気体操」を運営する市民ボランティアの総称。	55
アッピー子育て応援ナビ	本市での子育てを応援するためのツールで、予防接種のスケジュール自動作成、パパママ教室や離乳食教室等のオンライン予約、成長記録の作成、子育て支援情報の配信、市内医療機関の検索が可能。	41、44
アッピースマイルサポーター	個々の児童・生徒へのきめ細やかな指導を行うため、担任の補助を行う学級支援員。本市独自で全小・中学校にサポーターを配置して、教育を支援している。	48
RPA	Robotic Process Automation（業務効率化ソフトウェアロボット）の略。職員などがパソコン等を用いて行う一連の作業を自動化すること。	103
いきいきクラブ	かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。	64

用語	解説	掲載ページ
イノベーション	モノや仕組みなどに対して、従来とは異なる全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変化を起こすこと。	50
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。	45、65
インクルーシブ教育	障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を行う教育。	49
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。	37、42、75、 84、96、99、 103
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作り出す技術。	99、103
AED	Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。突然の心停止のうち、心室細動など重症不整脈に対し、心臓に電気ショックを与える医療機器。	82
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、X（旧 Twitter）、LINE などがある。	60、68、69、 75、78、80、 100
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。	2、38、40、 42、102
NPO	Non-Profit Organization（非営利団体）の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。	105
LGBTQ	Lesbian（レズビアン）：自分の心の性が女性であり、女性を好きになる人。 Gay（ゲイ）：自分の心の性が男性であり、男性を好きになる人。 Bisexual（バイセクシュアル）：男性・女性、両方の性を好きになる人。 Transgender（トランスジェンダー）：身体の性と心の性が一致しない人。 Questioning（クエスチョニング）：自身の性のあり方を決めない・または自身の性自認が決められない人。 上記の頭文字から作られた、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称。	69、74
エンパワーメント	社会的集団や組織を構成している一人一人が、改革や発展に必要な力をつけるとい言葉の意味。女性の権利獲得運動の中で使われるようになった。	42、69

用語	解説	掲載ページ
オープンスペース	都市や敷地内にある空地・空間のこと。公園・緑地など建造物が建っていない空間や、マンションやビルの敷地内にある植栽や歩道が整備された空間などを指す。	75、85
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように、公開されたデータ。	100
温室効果ガス	地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。	83、88
か行		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積 0.25ha を標準とする。	85
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	51
環境配慮活動	環境負荷の低減のため、環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動等のこと。	88
GIGA スクール	Global and Innovation Gateway for All の略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた取組。	50
基幹相談支援センター	地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関。	66
協働のまちづくり推進事業	市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。	105
空闲地	休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉及び体力の向上を目的に活用する用地をいう。	75
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法等の法律に規定されている犯罪（道路上の交通事故に係る犯罪等を除く）で、殺人・強盗・放火・窃盗・詐欺などの犯罪が該当する。認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数である（犯罪発生件数ではない）。	77
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	57
公園管理協定	地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たちに簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。	85
公共施設マネジメント	地方公共団体が保有している公共施設について、行財政運営と連携し、経営的視点で総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。	31、37、89、99、103

用語	解説	掲載ページ
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	7、26、27、43
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。	37、99、100、101
コーディネーター	ヤングケアラー当事者や家族、関係機関からの相談に対応し、必要な支援につなげるための中心的な調整役を担うとともに、ヤングケアラー支援の普及啓発に資する研修等を実施する。	53
コンパクトシティ	郊外への市街地の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市。もしくはそれを目指した都市政策。	84
コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や生活関連サービス施設などがまとまって立地し、住民が徒歩や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの概念。	28、84
コンプライアンス	企業や組織が法令や倫理といった社会的規範やルールを守って事業を遂行することを意味する言葉。	99、103
さ行		
災害用マンホールトイレ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水道に汚物を直接流して使用するもの。	75
サードプレイス	家庭や職場（学校）でもない第3の場所として、義務や必要性に捉われず、趣味や息抜きをするために自ら進んでいく、自分自身にとって最も心地の良いときを過ごすことができる居場所を指す言葉。	59
サブスク	サブスクリプションの略称。月額などの一定の料金でサービスを購入できる契約形態（「定額制」）。	45
GX	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長、エネルギーの安定供給の同時実現を目指し、化石燃料中心の経済・社会システム全体をクリーンエネルギー中心へと変革する取組。	86
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	84、85、87
自主防犯ボランティア団体	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団体のことをいう。	77
シティズンシップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるために行われる社会形成・社会参加に関する教育。	49、51

用語	解説	掲載ページ
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。	101
障害者生活支援センター	障害者や障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を実施する機関のこと。	66
小中一貫教育	生徒指導、学習指導等で、小学校・中学校の9年間の目標等を共有し、系統立てた指導を行う取組。	51
食生活改善推進員	保健センターを活動拠点として、生活習慣病予防やこどもから高齢者までの食育など、食事作りを通して地域住民の健康作りのお手伝いをする人のこと。	55、56
スクール・ソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学級、地域の関係機関につなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。	48
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。	58
スマートシティ	IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいう。	84
生産緑地	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地をいう。	87
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだもの。	100
た行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	17、35、38、67、70
地域子育て支援拠点	乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う施設（場所）。	45
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。	35、61、63
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。	84

用語	解説	掲載ページ
地産地消	地域で生産されたものをその地域内で消費する取組。	20、94
中小企業サポート事業	中小企業支援に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーターが市内企業を訪問し、企業が抱える課題について、さまざまな機関と連携しながら、解決に向けたサポートを行う事業。	95
昼夜間人口比率	常住地による人口（夜間人口）を100とした時の昼間人口の比率を指す。昼間人口は夜間人口から、他の市区町村への通勤・通学者を除き、他の市区町村からの通勤・通学者を加えたもの。	8
（施設の）長寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、またはそれによって得られる効果を指す。	86
DX	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	37、95、99、102
DV	Domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などを指す。	69
（地球温暖化）適応策	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる取組のこと。浸水対策や熱中症予防などが挙げられる。	88
デジタルアーカイブ	歴史的資料や文化資源など価値のある情報をデジタル技術を用いてデータ化して、長期的に保存・管理し、誰もが容易にアクセス・活用できるようにした情報システム。	100
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている道路のこと。	89、90
都市下水路	主として市街地における下水（主に雨水）を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	36、83、92
な行		
ニート	15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。	34、43、52、53
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。	63
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。	24、65

用語	解説	掲載ページ
は行		
バリアフリー	障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用。	16、66、85、90
PFI	Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。	103
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。	14、34、43、52、53
BCP	Business Continuity Plan の略。企業や組織が、テロや災害などといった緊急事態の際に、損害を最小限に抑え、重要な業務が継続できる方策など記した計画のこと。	74、75、95
PPP	Public Private Partnership（官民連携事業）の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つである。	103
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。	57
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康に向き合うこと。将来の妊娠・出産の希望の有無に関わらず、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、今の自分や将来の自分の健康につながるだけでなく、将来の次世代を担うこどもたちの健康にも関わるとされている。	41、44
防災士	“自助” “共助” “協働” を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	74
ま行		
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップで行える。	56
無形民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と規定されている文化財。	60

用語	解説	掲載ページ
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。本市では、ヤングケアラーだけでなく、18歳以上から30歳代を「若者ケアラー」として、子どもから若者までの切れ目のない支援に取り組んでいる。	14、34、43、 52、53
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。	66
幼児教育・保育の無償化	令和元（2019）年10月1日から施行され、主に3～5歳児までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料（保育料）が無償化となる制度。	46
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の地域のことで、用途ごとに建築基準法で建てられる建築物が規定されている。望ましい市街地の形成を誘導するために地域指定する。	84
幼保小の連携	幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へ教育を系統立てて、滑らかな接続を行う取組。	51
ら行		
ライフサイクルコスト	建物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。	92
ライフステージ	人生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される、暮らしや周りの環境による段階のこと。	58
ライフライン	日常生活に必要な最低限の設備やシステムのことで、電気・ガス・水道・通信・交通などのこと。	75、81、91
療育支援	障害児等を対象に、施設の持つ機能を生かしながら、早期発見、診断、訓練等を行うとともに、対象児の家族に対し、社会資源の活用等、適切な相談支援を行っていくこと。	35、61、65
レジリエンス	粘り強くしなやかな様子を指す言葉。一般的には、災害やシステム上の障害など予期しない出来事が起きた時に元に戻る柔軟さを表す表現で用いられる。	31、73
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようにすること。	69

## 指標一覧

## 1 明日を担う人が育つまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
結婚・ 出産・ 子育て 支援	施策1 結婚支援及び妊活・妊娠から 子育てまで切れ目のない 支援の充実	アップー子育て応援ナビの0歳児の登録割合	73.9%	増加・拡大等
		結婚新生活支援事業補助金が経済的負担の軽減に 「役立った」と回答した割合	97%	維持
	施策2 地域における子育て支援の 強化	地域子育て支援拠点の利用人数	38,019人	増加・拡大等
	施策3 就学前保育・幼児教育の充 実	保育所待機児童数	0人	維持
		保育士全体研修の実施回数	1回	維持
		保育所とつくし学園の児童が交流保育を実施した回 数	49回	維持
		幼保小合同研修の実施回数	2件	維持
	施策4 こどもの遊び場・居場所づ くり	ホームページにおける居場所の掲載数	11か所	増加・拡大等
		学童保育所待機児童数	0人	維持
	施策5 子育て家庭の負担の軽減及 びひとり親家庭への自立支 援	ひとり親家庭向け就労相談会の実施回数	8回	維持
		学習支援教室の開催数	273回	維持
	施策6 児童虐待の防止	こどもへのかかわり方などに関する講座の開催数	2回	維持
教育	施策1 知・徳・体の育成・自立す る力の育成	学力向上プラン作成校の割合	100% (全33校)	維持
		スクール・ソーシャルワーカーについて、保護者及 び学校へ周知する回数	3回	維持
		人権作文・人権標語の作成校の割合	100% (全33校)	維持
		新体力テストの結果分析の個票作成校の割合	100% (全33校)	維持
		栄養教諭の年間平均授業実施回数	68回	維持
		職場体験活動の実施校の割合	100% (全11校)	維持
	施策2 多様なニーズに対応した教 育の推進	ALTの配置校の割合	100% (全33校)	維持
		特別支援学級補助員を配置している学校の割合	100% (全22校)	維持
		日本語指導員派遣依頼に対する派遣対応割合	100%	維持
		教育相談の件数	約9,000件	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
教育	施策3 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進	ICTに関する各種研修の実施回数	5件	維持
		児童生徒のICTの活用に取り組む学校の割合	100% (全33校)	維持
		市内11か所に設置した青色防犯パトロールの平均活動回数（/月）	9.8回	維持
		デジタルシティズンシップ教育実施校の割合	100% (全33校)	維持
	施策4 家庭・地域の教育力の向上	学校応援団の活用校の割合	100% (全33校)	維持
青少年	施策1 青少年健全育成の推進	上尾市青少年育成連合会の構成組織が協力して実施した事業数	6事業	維持
		街頭補導実施回数	241回	維持
	施策2 ニート・ひきこもり対策、ヤングケアラー支援	こども・若者自立支援事業「ルームここから」開催回数	99回	増加・拡大等

## 2 人生が楽しめるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
健康	施策1 病気の予防・早期受診	平日夜間及び休日急患診療所の開設日数	315日	維持
		イベント運動講座事業への参加者数	90人	維持
	施策2 感染症対策の継続的な実施	予防接種可能医療機関数	73機関	維持
	施策3 こころの健康づくりの推進	ゲートキーパー養成研修修了者数	94人	増加・拡大等
	施策4 介護予防事業の推進及び健康づくり	フレイル予防講座等の開催回数	23回	増加・拡大等
		あげお健康がらす登録者数 ※健康ポイントアプリ	8,048人 (令和6年度末時点)	増加・拡大等
施策5 スポーツ・レクリエーションの充実	各種スポーツ大会、体験会等の参加者数	15,088人	維持	
学び・創造	施策1 生涯学習活動の推進	公民館利用団体の発表の場来場者の満足度	—	増加・拡大等
		図書館の来館者数	674,375人	維持
	施策2 文化・芸術活動の支援	市美術展覧会・市民音楽祭来場者の満足度	—	増加・拡大等
	施策3 文化財の継承	文化財展来場者の満足度	—	増加・拡大等

### 3 支え合う安心なまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
生活福祉	施策1 地域福祉活動の推進	上尾市見守りネットワークの登録者数	158 (令和6年度末時点)	増加・拡大等
	施策2 生活困窮者等への支援	住居確保給付金受給者のうち就職又は増収した者の割合	67%	増加・拡大等
高齢者福祉	施策1 地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センターの相談件数（高齢者1万人あたり）	10,169件	増加・拡大等
		わたしのノート配布数	832部	維持
		認知症サポーター養成講座の参加者数	858人	維持
		中核機関（成年後見センター）の相談件数	1,099件	増加・拡大等
	施策2 介護保険サービスの充実	介護入門的研修の開催回数	1回	維持
施策3 高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センター会員数	1,263人	維持	
障害者福祉	施策1 療育支援の充実	親子教室利用アンケートの満足、やや満足の割合	98%	維持
		未就学医療的ケア児の通所サービス利用率	80%	増加・拡大等
	施策2 障害者の自立支援の充実	出前講座、手話研修の参加人数	101人	維持
		相談支援事業者への専門的助言数	151件	維持
		福祉タクシー券助成事業利用率	43%	増加・拡大等
	施策3 障害者の就労の支援	1年以上の就労定着率	89.3%	維持

### 4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
男女 人権 共同 参画	施策1 人権の擁護	住民避難訓練における人権啓発ブース設置回数	3回	維持
	施策2 男女共同参画の推進	各種女性のための相談（DV相談含む）案内カード配布数	600枚	維持
		困難女性支援ネットワーク講演会回数	1回	維持
多文化 共生 平和 共生	施策1 多文化共生・人の交流の推進	窓口での電話通訳等対応件数	243件	維持
		協定締結都市との交流事業の実施件数	9件	維持
	施策2 平和への取組	非核平和パネル展来場者数	981人	維持

## 5 安全な暮らしを守るまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
防災	施策1 地域防災力の向上	指定避難所における訓練実施箇所数	48か所	維持
		実践的な住民避難訓練等の実施回数	6回	維持
	施策2 防災体制の強化	情報伝達手段の数	6個	維持
		指定避難所避難者用食料の充足率（市・県合計3日分）	100%	維持
	施策3 災害援助・復旧体制の確立	災害時応援協定の締結数	151件	増加・拡大等
	施策4 減災対策の推進	防火・準防火地域面積	199.6ha	増加・拡大等
		補助交付件数	診断5件 改修0件	維持
	公園数	145公園	維持	
防犯	施策1 防犯活動の推進	講演会や防犯キャンペーンの実施回数	1回	維持
		自主防犯ボランティア団体数	99団体	維持
		防犯カメラ付き自動販売機の設置台数	4台 (令和6年度時点)	増加・拡大等
	施策2 空家等対策の推進	空家除却（解体）補助金の支給件数	11件	維持
	施策3 消費者相談体制の充実	市政出前講座の開催件数	8件	維持
講座・講演会等の参加人数		1,536人	維持	
交通	施策1 交通手段の充実・自転車施策の推進	市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者数	462,522人	増加・拡大等
		交通安全施設の設置箇所数（/年）	179か所	維持
	施策2 交通安全の確保	SNS等を利用した自転車安全利用の周知啓発回数	3回	維持
消防	施策1 消防体制の充実	採用説明会参加人数	37人	増加・拡大等
		消防水利の充足率	87.9%	増加・拡大等
		放水訓練実施回数、震災対応訓練実施回数	20回	維持
	施策2 地域の防火意識の向上	市内の住警器自主点検実施率	42%	増加・拡大等
	施策3 救急体制の充実	指導救命士研修	15回	維持
		救急啓発チラシの配布数	26,900枚	増加・拡大等
救命講習会開催数		51回	維持	

## 6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
住環境	施策2 地域の憩いの場の確保	公園協定を締結している団体数	43団体	維持
	施策3 衛生的な生活環境の維持	工場、事業場排水等調査の事業所数	47事業所(過去5年間の平均値)	維持
		クリーン上尾運動の参加人数	15,439人(過去5年間の平均値)	維持
		狂犬病予防注射の接種率	86.77%(過去5年間の平均値)	維持
環境	施策1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理	他団体への処理委託量	0トン	維持
		1人1日あたりのごみ排出量(家庭部門)	623g (令和5年度実績)	減少・縮小等
		ふれあい収集の利用件数	434件	維持
		焼却灰の資源化施設への搬出量	1,189トン	維持
		環境パネル展示回数	2回	維持
	施策2 自然環境保全	緑地面積	1,244.43ha (令和5年度実績)	増加・拡大等
		上尾市環境推進協議会等による保全活動の実施回数	3回	維持
	施策3 地球温暖化対策等の促進	市奨励金を利用した再エネ・省エネ設備導入件数	481件	維持
		熱中症啓発チラシ、ポスターの配布数	チラシ28,000枚 ポスター630枚	維持
	道路・河川	施策1 道路の適切な維持管理	道路パトロール実施回数	38回
施策2 道路の計画的な整備		市内の都市計画道路の供用開始済延長(国道・県道・市道の合計)	60,456km	増加・拡大等
		拡幅整備する市道の延長	400m	維持
		地中化管路延長	4,060m	増加・拡大等
施策3 河川の整備と適切な維持管理		準用河川の整備率	90.2%	増加・拡大等
		雑草刈払の回数	2回	維持
		雨水貯留タンクの設置補助金交付件数	8件	維持
		かわまちづくり計画に基づく社会実験の実施数	1回	増加・拡大等
上下水道	施策1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持	年間水質検査回数	12回	維持
		重要施設管路耐震化率	50%	増加・拡大等
		水道事業における経常収支比率	111.63%	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
上下水道	施策2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営	公共下水道（污水）普及率	86.4%	増加・拡大等
		公共下水道（雨水）整備率	35.0%	増加・拡大等
		人孔の耐震化箇所数	0か所	増加・拡大等
		公共下水道事業における経常収支比率	101.32%	維持
	施策3 都市下水路の整備と適切な維持管理	雑草刈払の回数	2回	維持

## 7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
産業	施策1 農業者への支援	農地利用集積面積	65ha	増加・拡大等
		新規イベント開拓によるあげお軽トラファーマーズマーケットの開催数	4回	維持
	施策2 事業者への支援	創業支援事業を活用した創業者数	40(令和4～令和6年度の平均)	維持
	施策3 工業者への支援	製造品出荷額等	490,468百万円 (令和5年度実績)	維持
	施策4 企業立地	企業立地に関する情報提供を事業者が希望した件数	3件	増加・拡大等
		産業系土地利用検討ゾーンにおける新規企業立地数	—	増加・拡大等
施策5 観光の振興	観光入込客数	194,149人	維持	
労働環境	施策1 勤労者・就労支援	市内従業者数	40,179人	増加・拡大等
		1年以上の就労定着率	89.3%	維持

## 8 持続可能な都市経営

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
情報発信	施策1 情報の発信・公開	SNSのフォロワー数	28,750件	増加・拡大等
		プレスリリースしたグッドニュースの新聞等への掲載件数	95件	増加・拡大等
		特定歴史公文書目録数	3,160件	増加・拡大等
行政運営	施策1 経営的な行政運営	行政改革プラン取組項目の達成率	52% (令和7年度見込み)	増加・拡大等
		SDGs関連イベント・講座等の実施回数	2回	維持

テーマ	施策	主な指標	現状値 【令和6年度】	目指す方向
行政運営	施策2 DXの推進・情報技術の活用	電子申請可能手続き数	221件	増加・拡大等
		AI-OCRやRPA導入課（所属）数	4所属	増加・拡大等
	施策3 合理的な組織運営	職員研修のコース数	32コース	維持
運財政	施策1 健全な財政運営	当初予算編成時に財政調整基金を取り崩した額	4,034,239千円 (令和7年度当初 予算額)	減少・縮小等
コミュニケーション・協働	施策1 協働のまちづくりの推進	包括協定を結ぶ企業との協働事業数	13件	増加・拡大等
		市民活動団体による体験講座の開催数	4回	維持
	施策2 コミュニティ活動への支援	各自治会の活動報告ホームページのアクセス数	—	増加・拡大等

**第6次上尾市総合計画 後期基本計画**

発行年月 令和8年3月

発行編集 上尾市行政経営部 行政経営課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873

<https://www.city.ageo.lg.jp>





